

長野都市計画用途地域の変更 （長野市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の敷 地面積の最 低限度	建築物の 高さの限 度	その他及 び備考 (構成比)
第一種低層住居専用地域	約 69 ha	6／10 以下	4／10 以下			10m	(1.2)
	約 967 ha	8／10 以下	5／10 以下			10m	(16.1)
	約 40 ha	10／10 以下	5／10 以下			10m	(0.7)
	小計 約 1,076 ha						18.1%
第二種低層住居専用地域	0 ha						
第一種中高層住居専用地域	約 3.8 ha	15／10 以下	5／10 以下				(0.1)
	約 509 ha	20／10 以下	6／10 以下				(8.5)
	小計 約 513 ha						8.6%
第二種中高層住居専用地域	約 660 ha	20／10 以下	6／10 以下				11.1%
第一種住居地域	約 1,774 ha	20／10 以下	6／10 以下				29.8%
第二種住居地域	約 273 ha	20／10 以下	6／10 以下				4.6%
準住居地域	約 100 ha	20／10 以下	6／10 以下				1.7%
田園住居地域	0 ha						
近隣商業地域	約 99 ha	20／10 以下	8／10 以下				(1.7)
	約 84 ha	30／10 以下	8／10 以下				(1.4)
	小計 約 183 ha						3.1%
商業地域	約 138 ha	40／10 以下	8／10 以下				(2.3)
	約 78 ha	50／10 以下	8／10 以下				(1.3)
	約 15 ha	60／10 以下	8／10 以下				(0.3)
	小計 約 231 ha						3.9%
準工業地域	約 639 ha	20／10 以下	6／10 以下				(10.7)
	約 6.7 ha	30／10 以下	6／10 以下				(0.1)
	小計 約 646 ha						10.8%
工業地域	約 436 ha	20／10 以下	6／10 以下				7.3%
工業専用地域	約 61 ha	20／10 以下	6／10 以下				1.0%
合計	約 5,953 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

令和6年10月に公表された都市計画道路見直し案において6路線を廃止候補路線に位置付けており、篠ノ井地区では1路線が対象である。用途地域の境界について、都市計画道路を基準に定めている箇所があるが、都市計画道路の廃止に伴い、用途地域の境界が不明瞭になる箇所がある。このような状況にあるため、周辺の用途地域との連続性や調和、地区内の土地利用状況を勘案し、用途地域を変更するもの。